

沖ト協発第31号
令和3年5月27日

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会 会長
(公 印 省 略)

令和3年度 「荷主対策の深度化」対策の実施について (※重要) (荷主からの違反原因行為に関する情報提供)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法の柱の一つとして「荷主対策の深度化」が措置され、下記例のような違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認められるときには、国土交通省による荷主への働きかけ等ができるようになりました。

つきましては、コンプライアンスに反する荷主情報がありましたら下記「国土交通省意見募集サイト」あて積極的にご提供いただきますようお願い申し上げます。

謹白

違反原因行為の例

- ①つねに出荷準備が遅れて荷待ち時間が長い
- ②いつも配送先で荷待ち時間が長い
- ③過積載になるのに積込時に貨物量を増やされた
- ④手作業での積込など、契約にはない積込作業を強要された
- ⑤契約にはないラベル貼り・検品などを強要された 等

【国土交通省意見募集サイト】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>

上記URLにアクセスいただくか、またはインターネットから

「国土交通省 輸送 意見募集」で検索ください。

右のQRコードを読み取ると国土交通省の「意見募集サイト」にリンクします。



お問い合わせ：(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 Tel : 098-863-0280